

学校法人志學館学園
鹿児島女子短期大学
機関別評価結果

令和4年3月11日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

鹿児島女子短期大学の概要

設置者	学校法人 志學館学園
理事長	志賀 啓一
学 長	志賀 啓一
A L O	倉重 加代
開設年月日	昭和 40 年 4 月 1 日
所在地	鹿児島県鹿児島市高麗町 6-9

<令和 3 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
児童教育学科		210
生活科学科	生活福祉専攻	20
生活科学科	食物栄養学専攻	60
教養学科		80
	合計	370

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	児童教育専攻	30
専攻科	食物栄養専攻	10
	合計	40

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

鹿児島女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和4年3月11日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和2年7月13日付で鹿児島女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

学園創設者のみおしえ「雪の如く清らかに／月の如く明らけく／花の如く撫子の強く優しく」と「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」という建学の精神は、教育理念とともに学生便覧やウェブサイト等により学内外に示され、学内行事等を通して教職員・学生に共有されている。

地域貢献としては地域連携センター主導による活動を展開しており、短期大学は地域住民との交流の場を設け、地域の生涯学習の拠点となっている。また、地域の多くの自治体・事業法人と連携協定を締結し、各学科・専攻課程の特色を生かした「鹿女短スマイル食育プロジェクト」、学生の手作り小冊子「おごじょたん」制作などの地域連携活動やボランティア活動の推進に取り組んでいる。

建学の精神、教育理念に基づき短期大学の教育目的及び各学科・専攻課程の教育目的が定められ、全学的な教育目標及び標語（モットー）とともに学生便覧やウェブサイトに掲載し学内外に周知している。

学習成果は、建学の精神及び教育目標の具体的な到達目標として、全学科共通レベルと各学科・専攻課程の教育課程レベルとで設けられ、それぞれの卒業認定・学位授与の方針に定められている。学科・専攻課程の三つの方針は、見直しの際に、短期大学全体の方針と直接的な関係づけがなされており、三つの方針を踏まえた組織的な教育活動が行われている。

自己点検・評価活動は規程に基づき、理事会の下に「総括点検・評価委員会（常務会）」を置き、さらに学長を委員長とする「点検・評価委員会」を設けている。日常的な自己点検・評価活動には全教職員が関与し、短期大学間相互評価活動や高等学校長を含む外部からの意見聴取を行い、点検・評価活動に取り入れている。教育の質保証は、学園の長期経営計画「志學館未来計画 2016－2021」に基づくPDCAサイクルをはじめ3つのサイクルにより教育研究の改善に取り組んでいる。

卒業認定・学位授与の方針は各学科・専攻課程の学習成果に応じて策定されている。卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は学則等に明示されている。各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、短期大学

設置基準にのっとり、一般教養科目及び専門科目によって教育課程を体系的に編成している。各学科・専攻課程の入学者受入れの方針には求める人材像が明示され、入学者選抜は、多様な入試方法により適正に行われている。

学習成果の獲得に向けて、学習支援は入学前教育から始まり、卒業に至るまでの指導・支援は指導教員制を中心とし組織的に行われている。また、基礎学力が不足する学生には入試結果を基に指導を行っている。学生支援センターを中心に学生の生活支援体制が整備され、就職・進学支援は中核を担うキャリアセンターによる支援に加え、各学科・専攻課程によるキャリアガイダンスなども実施されている。

教員組織は短期大学設置基準を充足しており、教員を適切に配置している。研究活動に関する規程及び環境が整備され、専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究に成果をあげており、研究業績等はウェブサイト公表されている。事務組織の業務遂行上の責任体制は明確であり、各部署の事務職員は専門的能力を備えており、環境及び規程も整備されている。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を満たしており、運動場、体育館を含む授業を行う教育施設は教育課程編成・実施の方針に基づいた施設設備を備えている。施設設備の維持管理は規程に基づき適切に行われており、防火・防災管理に関わる規程も整備されている。情報セキュリティ対策は適切になされ、省エネルギー対応設備の導入など環境保全にも配慮がなされている。また多様なメディアを高度に利用した授業展開について、学内には遠隔授業に対応した映像配信設備を設置し、無線 LAN 環境の充実を図るなど固定された場所に限定されない授業展開を推進している。

財務状況は、短期大学部門の経常収支が過去 2 年間支出超過であるが、学校法人全体の経常収支は過去 3 年間収入超過である。

理事長は建学の精神を理解し、健全な経営についての学識及び見識をもって学校法人の発展に寄与してきており、常務会や理事長懇談会を主宰し意思疎通や情報共有を図りつつ学校法人を代表し、陣頭指揮を執っている。また、理事長は寄附行為に基づき議長として理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事長は学長を兼任し、短期大学運営に関する深い識見を有しており、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けてリーダーシップを発揮している。また、学長は運営会議で広く学内の意見等を聴取しつつ、学則等に従い教授会を運営するなど、教学運営体制が整備されている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に出席し意見を述べるなど、適切に業務を行っている。評議員会は、理事長を含め役員との諮問機関として、私立学校法や寄附行為に定める役割と責任を適正に果たしている。学校教育法施行規則及び私立学校法に基づく教育情報及び学校法人の情報はウェブサイト公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判

定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 地域連携センターを中心とした公開講座や生涯学習講座の開催や地域の自治体・事業法人との連携協定による事業に加え、各学科・専攻課程独自の地域連携活動、学生によるサークル活動やボランティア活動による地域貢献活動を積極的に展開しており、文部科学省による平成 29 年度「私立大学研究ブランディング事業」にも選定されるなど、「地（知）の拠点」機能を強化し地域・社会の発信拠点としての役割をしっかりと担っている。

[テーマ B 教育の効果]

- 就職・進路支援部会が主体となり平成 26 年度より卒業生就職先企業及び鹿児島労働局、地元経済団体から人事担当者を招き、「地元事業所との情報交換会」を毎年 1 回開催し学内の職業教育の改革に生かしている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 学生の社会的活動を評価する方法の 1 つとして学長表彰制度を設け、表彰選考委員会による選考、教授会での協議を経て学長が被表彰者を決定している。優れた業績をあげた個人・団体を表彰することにより、学生生活の活性化を図っている。
- 奨学金については給付型のものを含め、地域性を反映した短期大学独自のユニークな奨学金制度を充実させており、また、大規模災害の罹災者に対しては入学金、授業料及び入学検定料等の免除を行っている。
- キャリアセンターを中心とした進路支援が機能している。同センターによる進路支援ガイダンス、教員採用試験対策講座、公務員試験対策講座等の実施のほか、各学科・専攻課程による国家試験対策をはじめとする各種資格取得支援も行っており、高い就職率が維持されている。

(2) 向上・充実のための課題

なし

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

学園創設者のみおしえ「雪の如く清らかに／月の如く明らけく／花の如く撫子の強く優しく」を基に歴史と伝統を刻んできた、「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」という建学の精神は、教育理念とともに学生便覧やウェブサイト等により学内外に示され、学内行事等を通して教職員・学生への周知が図られている。

地域貢献としては地域連携センター主導による活動を展開しており、公開講座や生涯学習講座等、地域住民との交流の場を設け、地域の生涯学習の拠点となっている。学園全体として地域の多くの自治体・事業法人と連携協定を締結し、「鹿女短スマイル食育プロジェクト」、学生の手作り小冊子「おごじょたん」制作など、各学科・専攻課程の特色を生かした地域連携活動やボランティア活動の推進に取り組んでいる。

建学の精神、教育理念に基づき短期大学の教育目的及び各学科・専攻課程の教育目的が定められ、全学的な教育目標及び標語（モットー）とともに学生便覧やウェブサイトに掲載し学内外に周知している。

学習成果は、建学の精神及び教育目標の具体的な到達目標として全学科共通（一般教養）レベルと各学科・専攻課程の教育課程レベルとで設けられ、それぞれの卒業認定・学位授与の方針に明示されている。

三つの方針は、運営会議・教授会の承認手続きを経て一体的に策定され、教務委員会で定期的に点検・改善がなされており、学生便覧に明記するほか、大学案内やウェブサイトで公表されている。また、三つの方針は、平成30年設置の「3P再検討委員会」における見直しの際には、各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針は短期大学全体の方針と直接的な関係づけがなされており、三つの方針を踏まえた組織的な教育活動が行われている。

自己点検・評価活動は規程に基づき、理事会の下に「総括点検・評価委員会（常務会）」を置き、さらに短期大学長を委員長とする「点検・評価委員会」を設けており、同委員会作成の自己点検・評価報告書は教授会、「総括点検・評価委員会（常務会）」を経て理事会で報告され、全学での情報共有がなされている。日常的な自己点検・評価活動には全教職員が関与し、また別府溝部学園短期大学との短期大学間相互評価活動や、高等学校長を含む外部からの意見聴取を行い、点検・評価活動に取り入れている。

教育の質向上・充実のためのPDCAサイクルは、学園の長期経営計画「志學館未来計画

2016－2021」に基づくもの、各部署の活動計画に基づくもの、組織的 FD 活動の 3 つのサイクルがあり、これらを活用して教育研究の改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は各学科・専攻課程の学習成果に応じて策定され、学生便覧及びウェブサイトを示されている。卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は学則等に明示されている。

各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針と一体的に策定されている。各学科・専攻課程は短期大学設置基準にのっとり、一般教養科目及び専門科目によって教育課程を体系的に編成している。シラバスには必要事項が記載され、科目の到達目標と卒業認定・学位授与の方針との関連性を明示している。

教養教育は「わたしを知る・わたしを創る」、「社会を知る・社会につながる」、「世界を知る・世界を広げる」の科目群が一般教養科目として開設されている。また、課題解決能力等を踏まえた全学科共通の卒業認定・学位授与の方針を一般教養科目に適用することにより、教養教育と専門教育を関連させている。職業教育としては、それぞれの専門職業人としての養成を柱とする科目群及び教養教育を通じて、免許・資格取得を可能とし、実際に必要な能力を育成する職業教育の内容を充実させており、その効果測定やそれに基づく改善の取組みを行っている。

各学科・専攻課程の入学受入れの方針は、入学後、卒業認定・学位授与の方針の学習成果を達成するために、入学時に必要とされる内容を示している。学生募集要項やウェブサイト内に、入学に必要な経費、授業料とともに明確に示されている。また、「高校連絡会」や高等学校訪問を通して高等学校側から意見を聴取する場を設け、見直しの検討や確認が行われている。

卒業認定・学位授与の方針に示された学習成果は具体的であり、一定期間内で獲得可能である。学習成果の可視化のためにカリキュラムツリー、カリキュラムマップを導入している。カリキュラムマップにおいて、各科目で設定された到達目標は学科・専攻課程の学習成果（「DP 達成のために必要な目標」）と対応づけられ、その対応関係はマップ上の布置として一覧できるようになっている。

学習成果の獲得状況は履修カルテ、GPA 分布、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率などの量的データ、また、「短期大学生調査」や「学生による授業評価アンケート」及び「学生生活アンケート」内での学生による自己評価などの質的データにより測定し、修学指導に活用している。学習支援の充実のため、学習成果の獲得状況を把握する仕組みの更なる検討・構築が望まれる。

学習成果の獲得に向けて、学習支援は入学前教育から始まり、指導教員制による学生に対する教員の個別対応により学習上の悩みなどの相談体制が整えられている。また、基礎学力が不足する学生には入試結果を基に指導を行っている。

学生支援として学生支援センター、キャリアセンター、実習センターが整備されており、中でも指導教員制が有効活用されている。学生の生活支援は学生支援センターを中心に行っており、その運営は学生委員会（教員と学生支援課員により構成）と学生支援課が担っ

ている。学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては「なんでも学生相談室」と保健室が設けられている。学生寮やカレッジマンションが整備され、独自の奨学金制度など経済的支援が充実している。

就職・進路支援はキャリアセンターが担当し、その運営は教員組織である就職・進路支援部会と進路支援委員会、及び事務組織の学生支援課より構成されており、進路支援ガイダンスが定期的に行われている。各学科・専攻課程では資格取得・試験対策を行うとともに独自のキャリアガイダンスを実施している。進学支援については、進学者による体験発表会や編入学説明会による進学指導や留学指導が実施されている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づいて教員を適切に配置し学生の多様なキャリア形成に対応している。また、教員の採用、昇任についても選考規程等に基づき、適切に行っている。専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づく教育・研究に対して活発で成果をあげており、研究業績等はウェブサイト公表されている。研究活動について規程等が整備され、研究発表の場としての紀要の発行及び研究・研修の機会、研究室や実験等を実施するための施設設備も整備されている。FD活動は「短期事業計画（兼6ヶ年タイムテーブル）」及びFD・SD委員会の「活動計画」に基づき適切に行われており、事務組織とも連携し、学習成果の向上を図るため組織的に取り組んでいる。

学校法人部門を含め短期大学の事務組織の責任体制は明確であり、事務職員が専門的な職能を発揮できる環境及び規程も適切に整備されている。SD活動として研修会・セミナーへの参加を通じて急速に進歩する教育環境の変化に対応している。

教職員の就業に関する規程を整備し、適切に周知されているが、規程に基づく管理において、労働時間の把握については客観的な記録等の運用を検討されたい。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき、運動場、体育館を含む授業を行う教育施設・設備を備えている。また多様なメディアを高度に利用した授業展開について、学内には遠隔授業に対応した映像配信設備を設置し、無線LAN環境の充実を図るなど特定の場所に固定されず学ぶことができる授業展開を推進している。

施設設備は規程に基づき適切に整備し維持管理している。コンピュータシステムのセキュリティ対策については、規程に基づきサーバ及び端末にウイルス対策を施すほか、災害による損失を防ぐなどの観点からクラウドへの移行を進めている。防火・防災避難訓練については通常、毎年1回、学生・教職員全員参加の下、鹿児島市消防局の協力を得て行っている。また、省エネルギー・省資源対策、地球環境保全の配慮については、省エネルギー対応設備を導入するなど低炭素化への取り組みがなされている。

技術的資源は教育課程編成・実施の方針に基づいて、学校法人全体のICT環境を整備・運営する「情報ネットワーク統括室」を中心に、短期大学の下に設置された「情報ネットワーク室」が個別の状況やニーズに合わせ維持、整備し、適切な状態を保持しており、情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

財務状況は、短期大学部門の経常収支が過去2年間支出超過であるが、学校法人全体としては3年間収入超過であり、貸借対照表の状況は健全に推移している。また資産運用については、「資産運用規程」により運用ルールと責任の所在が明確化されている。

短期大学の将来像については、「志學館未来計画 2016－2021」及び当該計画に基づく短期事業計画、「第3次経営計画（2016－2021）」と、短期大学に関する短・中長期計画及び経営計画を具体的に策定し、それぞれの計画策定の過程で短期大学の強み・弱みなどの客観的な分析を施しており、その将来像の明確化と、経営実態、財政状況に基づく経営（改善）計画を明確にし、実行に移している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、長年にわたり学生及び新任教職員に対し建学の精神・教育理念の講話を行うなど、建学の精神を理解し、健全な経営について学識及び見識をもって学校法人の発展に寄与してきており、機動的・戦略的意思決定のための常務会や理事長の諮問機関である理事長懇談会を主宰するなど、学校法人を代表し、陣頭指揮を執っている。理事長は寄附行為及び「学校法人志學館学園理事会会議規則」に基づき議長として理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事長は学長を兼任し、多くの団体の役職を経験し短期大学運営に深い識見を有しているとともに、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けてリーダーシップを発揮している。また、学長は、学則及び「鹿児島女子短期大学教授会規則」に基づき教授会を適切に運営している。教授会の開催に当たっては、運営会議を開き広く意見を求め、その結果を教授会で審議・報告しつつ意見等を参酌し、最終的な判断を行っている。

監事は、「監事監査規程」にのっとり、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。また監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、寄附行為に基づき、毎会計年度、監査報告書を作成し、定められた期限以内に理事会及び評議員会に報告している。さらに、理事会及び評議員会には出席し適切に意見を述べている。

評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって、適切に組織されており、評議員会は理事長を含め役員との諮問機関として、私立学校法に従い、適切に運営されている。

教育情報については、学校教育法施行規則に基づいてウェブサイトにおいて適切に公表している。また、学校法人の情報についても私立学校法及び寄附行為に基づき、学校法人の情報を適切に公表・公開している。